

イベントに関するハラスメント防止規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、SON 神奈川の主催イベント(各委員会活動等の開催イベント)におけるハラスメントを防止するために、それに参加するアスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア等の会員(以下会員と言う)が遵守すべき事項や防止するための措置等を定め、もって運営および活動しやすいイベント環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 セクシュアルハラスメントとは、以下のいずれかに該当する性的な言動(性的な内容の発言及び性的な行動をいう。以下同じ。)をいう。

- (1) イベントにおいて行われるもので、本人の意に反する性的な言動に対する会員の対応によって、その会員がイベントへの参加に関する不利益を受けるものであること。
 - (2) イベントにおいて行われるもので、本人の意に反する性的な言動により他の会員のイベント参加環境が不快なものになるため参加に重大な悪影響が生じるなど、会員がイベントに参加する上で看過できない程度の支障が生じるものであること。
- 2 パワーハラスメントとは、同じイベント運営に関わる者に対して、イベント運営における地位や人間関係などの運営環境内の優位性を背景に、業務等の適正な範疇を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は運営環境を悪化させる言動をいい、いじめや嫌がらせの行為を含むものとする。
- 3 ハラスメントとは、前各項に定める言動及びこれらに準ずるものであって運営環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為をいう。
- 4 運営環境とは、イベント運営に関わる会員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、イベント運営時間内に限らず実質的に運営環境の延長とみなされるイベント運営時間外を含むものとする。
- 5 この規程の適用を受ける会員には、社員会員、賛助会員、登録会員等名称のいかんを問わず、当法人のイベント運営に関わるすべての会員及び参加者を含むものとする。

第2章 禁止行為

(禁止行為)

第3条 会員は、他の会員をイベント運営上の対等なパートナーとして認め、運営環境における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、運営環境において次の第2項から第3項に掲げる行為をしてはならない。

2 セクシャルハラスメント

- (1) 性的な冗談や性的な噂をすること。

- (2) 運営環境における会員の服装、身体又は外見に関して性的な批評をすること。
- (3) 相手が固辞しているのに、他の会員をしつこくデート等に誘うこと。
- (4) 性的な写真や漫画などを見せること。
- (5) ヌード・ポスター等を掲示すること。
- (6) 他の会員を何回もじっと見つめること。
- (7) 他の会員をイベント運営環境外でつけ回すこと。
- (8) 運営環境において、他の会員に対して性的な関係を要求すること。
- (9) 他の会員の衣服又は身体をむやみに触ること。
- (10) 頼まれてもいないのに首や肩のマッサージ等をする事。
- (11) その他前各号に準ずる行為をすること。

3 パワーハラスメント

- (1) 机を叩いたり、書類を投げつけたりするなどして相手を脅すこと。
- (2) 他の会員がいる前で大声で命令したり、声高に叱りつけるなど、見せしめに類する言動をすること。
- (3) 他の会員からの相談などを恣意的に拒絶したり、無視したりすること。
- (4) 人格や尊厳を否定するような発言を繰り返すこと。
- (5) イベント運営の方針とは無関係に、自分のやり方や考え方を他の会員に強要すること。
- (6) 他の会員に自分の責任をなすりつけること。
- (7) イベント運営の業務上必要な情報や助言などを与えないこと。
- (8) 不必要なやり直しを何度も命じること。
- (9) その他前各号に準ずる行為をすること。

第3章 相談・苦情の取扱い

(相談窓口の設置)

第4条 法人は、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため、事務局及び理事を相談窓口とする。

2 相談窓口は次の業務を担当するものとする。

- (1) ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けること。
- (2) 相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること。
- (3) 相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。
- (4) その他、ハラスメント防止に関連する事項の処理を行うこと。

(相談・苦情の申出)

第5条 ハラスメントを受けた会員又はハラスメントを目撃した会員は、相談窓口に対してハラスメントに関する相談・苦情の申出を行うことができる。

2 ハラスメントに関する相談・苦情の申出は、事実が発生した場合または発生のおそれがある場合に行うことができる。

(申出の方法)

第6条 前条に定める相談・苦情の申出は、書面、電子メール又は口頭で行うものとする。

(プライバシーの保護)

第7条 相談窓口の担当者及び理事は、申出をした会員及び関係当事者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 法人は、会員がハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該会員に不利益な取扱いをしてはならない。

第4章 ハラスメントへの対応

(事実認定)

第9条 ハラスメントの最終的な事実認定は、相談窓口からの報告をもとに、会長、副会長及び法務担当理事により構成する調査委員会で行う。

(懲戒処分)

第10条 法人は、ハラスメント行為が認められた会員に対し、情状に応じ、イベント運営上の職務資格等の役割を剥奪する等の処分の対象とする。

(指導・啓発)

第11条 法人及び運営イベントの管理監督者は、会員によるハラスメント行為が起きないように、会員の指導・啓発に努めなければならない。

(再発の防止)

第12条 法人は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は令和3年(2021年)2月16日から施行する。